

東京スター銀行

銀行初、東京都行政書士会と包括的連携に関する協定を締結

～ 中堅・中小企業のお客さまや個人のお客さまに対する支援を協働して促進 ～

株式会社東京スター銀行（東京都港区、代表執行役頭取 入江優、以下「当行」）は、このたび、東京都行政書士会（東京都目黒区、会長 常住豊）と「包括的連携に関する協定」および「顧客紹介契約」を締結いたしましたのでお知らせいたします。

本協定および契約の締結に伴い、当行は東京都に所在する中堅・中小企業のお客さまや個人のお客さまが抱える法人設立、事業許認可申請、相続・事業承継対応などの課題や相談事項について、東京都行政書士会を通じて、適切な行政書士をご紹介するとともに、同会を通じて、資金調達などのニーズをお持ちのお客さまをご紹介いただくことで、双方のお客さまの課題解決に共同で取り組むことが可能となります。

具体的には、双方に連絡窓口を設置して情報交換を行い、例えば、創業・事業承継などに関する地域の皆さまのニーズなどについて連携して対応してまいります。加えて、セミナーや市民法務相談イベント等での協力、成年後見人制度や相続・事業承継の知識の普及・啓蒙などについても連携を強化してまいります。なお、銀行が東京都行政書士会と包括的連携に関する協定を締結するのは、本件が初めてとなります。

行政書士は、①官公署に提出する許認可等の申請書類の作成ならびに提出手続代理、②遺言書等の権利義務・事実証明および契約書の作成、③成年後見やADR（裁判外紛争解決手続）などのサービスを行っています。また、東京都行政書士会は、1951年に発足した団体で、東京都で活動する行政書士は同会への入会が義務付けられており、登録会員数は、個人会員6,162名、法人会員120法人となっております（2016年10月末現在）。

当行はこれまでも、高齢化社会における中堅・中小企業のお客さまや個人のお客さまが抱える相続・事業承継などの問題について、外部専門家との連携だけでなく、多くの事例・経験にて培った高度な専門知識やノウハウを駆使したソリューションの提供に積極的に取り組んでまいりました。

このたび、「あなたの街の法律家」として、都民の実生活の利便に資するよう全力で取り組んでいる東京都行政書士会との連携強化により、地域社会への貢献と、中堅・中小企業支援への取り組みをより一層強化してまいります。